

品質管理システム概要書(2022年12月31日現在)

監査事務所名 EY新日本有限責任監査法人

代表者名 片倉 正美

1. 品質管理に関する責任の方針及び手続

当法人は、社会からの信頼に応えるため、業務の品質の管理の方針の策定及びその実施を最優先課題としています。具体的には、「監査に関する品質管理基準」等に基づいた「品質管理規程」を設け、当法人の品質管理のシステムに関する最終的な責任は理事長が負うことを明確にするとともに、一連の品質管理システムに関する個々の責任者を定め、事業部・室における品質管理のシステムの運用に関する責任者は事業部長・室長とし、法人全体としての品質管理のシステムの整備及び運用が適切に行われる体制をとっています。

【不正リスクへの対応】

当法人の品質管理システムは、不正リスクに対応する品質管理を含んでおり、業務執行社員が不正リスクへの対応に関する品質管理について責任を負うとともに、その整備及び運用に関する最終的な責任を理事長が負っています。

2. 職業倫理の遵守及び独立性の保持のための方針及び手続

(1) 職業倫理

公認会計士法とその関係法令及び日本公認会計士協会の倫理規則に基づき「倫理規程」を制定し、当法人の全構成員に遵守を義務付けています。また、コンプライアンスへの取り組みこそが、職業倫理意識の向上につながるとの認識のもと、「行動指針」を制定し尊重するよう、研修を通じて周知・徹底を図っています。なお、この取組みの一環として、インサイダー取引防止のために、有価証券取引を厳しく制限する「インサイダー取引防止規程」を定め、全構成員に遵守を義務付けています。

(2) 独立性

関与先に対する専門業務の遂行にあたり、法令等及び日本公認会計士協会の倫理規則に示された独立性に関する基準を遵守することを目的として、リスク管理本部が「独立性に関する規程」を制定し、当法人及び構成員に遵守を義務付けています。監査業務実施前に監査チーム予定メンバーに当該規程等の内容を反映したチェッ

クリストによる利害関係の確認を実施するとともに、毎年、全構成員を対象として、定期的に利害関係調査を実施し、規程等の遵守状況を確認しています。さらに、専門業務を行う構成員に対しては、保有する有価証券銘柄のデータベース登録を義務付けるとともに、一定の範囲で弁護士による調査を実施し、個人の経済的利害関係に関する独立性違反の事実が無いかどうかを監視しています。

(3) ローテーションの方針及び手続

業務執行社員の選任及び交替に関しては、公認会計士法等に基づき、業務執行社員は7会計期間（上場会社等の筆頭業務執行社員は5会計期間）を超えないこと、交替後2会計期間（公認会計士法上の大会社等の筆頭業務執行社員は5会計期間）は再度関与することができないことを定めた「業務執行社員等の選任及び交替制度に関する規程」を制定し、当該規程に基づいた交替計画の策定及び当該計画に従った交替を実施しています。また、「業務執行社員等の選任及び交替制度に関する規程」では、上場会社（上場REITを除く）については、業務執行社員は交替後5会計期間は再度関与することができず、筆頭業務執行社員は交替後再度関与することができないこと、さらに親会社の業務執行社員等は交替後に規模にかかわらず連結子会社に継続関与することができないことと定めております。監査補助者についても、「担当者の長期的関与に関する規程」に基づき、一定の関与期間の制限を設けた配置を実施しています。また、独立審査担当社員の選任及び交替に関しては、「独立審査担当社員選任細則」等に基づき実施しています。

3. 契約の新規の締結及び更新の方針及び手続

監査契約の新規締結及び更新に当たっては、所定の規程に従い独立性確認手続を実施の上、不正リスクを含むリスク評価を実施し、そのレベルに応じた適切な承認を受けることを義務付けています。リスクのレベルは、適用しようとしている財務報告の枠組みの受入可能性、監査関与先（新規契約先を含む）の誠実性及びガバナンス体制、ビジネス及び財政状態、海外を含むグループ会社の状況、監査予定時間や人的資源の確保を含む監査チームが監査業務を実施するための適性及び能力、当法人及び監査チームによる関連する職業倫理に関する規定の遵守可能性等の観点から評価しています。さらに、監査契約締結後の監査実施期間中において、適時にリスクの再評価を実施しています。

【不正リスク対応】

上記のとおり、監査契約の新規の締結及び更新に当たっては、不正リスク等を考慮してリスク評価を実施し、不正リスクを含むリスクのレベルに応じた適切な承認者の承認を得ることを要することとしています。

4. 専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任の方針及び手続

〔採用〕職員の採用は、監査及び会計に関する専門家集団の一員として常に能力を高め、品位を保持し、公正に業務を遂行する資質を有する者を採用することとし、当法人の戦略に基づく採用計画に従って実施しています。

〔教育・訓練〕職業的専門家としての資質の研鑽、専門的知識及び能力の向上、監査手法等の運用指導により、監査業務及び関連サービスの質的水準の維持・向上を図り、監査法人としての品質管理の向上を図ることを目的として、体系立てた研修を実施しています。また、研修の履修結果は人材開発本部が総合的に管理しており、継続的専門研修制度で定められている必要な単位数を満たしていることを確認しています。

〔評価〕職員については、能力、資質の向上及び人事管理の適正化を図るため、業務実績、業務処理能力及び職業倫理を含む勤務態度に関し、定期的な人事考課を実施し、その結果に基づき昇格、昇級及び賞与を決定しています。社員については、品質、人材及び成長などの総合的観点から定期的に評価を実施し、その結果を社員報酬に反映しています。

〔選任〕監査実施者の選任は、監査対象会社の業務内容、規模、取引の複雑性、監査業務の遂行にあたって必要となる特定の専門的な知識の諸要素に加え、監査チームへの配属の継続性、職位、資格及び過去における監査経験等を考慮して実施しています。また、監査チームの固定化を排除し活性化すること及び職員に多様な監査経験を積ませることを目的として、配置転換（アカウント・ローテーション）を制度化しています。

【不正リスクへの対応】

専門要員の教育・訓練にあたっては、監査業務を行う上で必要な不正事例に関する知識を習得し、能力開発できるよう、体系立てた教育・訓練を実施しています。

必要と判断される場合には、評価した不正による重要な虚偽表示のリスクに応じ、不正に関する知識及び経験を備えた専門職員を選任し、監査チームの支援を行います。

また、監査責任者が交代する場合には、不正リスクを含む監査上の重要な事項が適切に伝達されるよう、監査業務の引き継ぎに関する方針及び手続を設けています。

5. 業務の実施

(1) 監査業務の実施及び適切な監査報告書の発行を合理的に確保するための方針及び手続

当法人は、我が国の監査の基準に準拠した監査マニュアル及び取扱いを作成し、これらに基づき監査業務を遂行しています。なお、当該監査マニュアルは国際監査基準及び当法人が加盟しているEYの監査マニュアルとも整合しています。

【不正リスクへの対応】

不正リスクに適切に対応できるよう、当法人の監査マニュアルに反映し、監査業務に適用しています。

(2) 専門的な見解の問合せの方針及び手続

法人内における、不正リスクへの対応を含む、監査の基準及び監査手続に関する専門的な助言・指導及び会計基準等の解釈については、主に品質管理本部及び必要に応じて外部専門家が支援を行っています。

【不正リスクへの対応】

不正リスク対応基準が適用される監査業務を含む大会社等の監査業務で、不正による重要な虚偽表示を示唆する状況が識別された場合、又は不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断される場合には、リスク管理本部内に設けられた専門部署への問い合わせを要することとしております。

(3) 審査の方針及び手続

すべての監査業務について、所定の審査の受審を求めています。当該審査は、監査計画から監査意見形成までの監査業務全般を対象として、監査関与先ごとに選任された、審査担当社員により実施されます。重要な検討事項については、審査会による合議制の審査を義務付けています。当該審査会は、検討事項の重要度やリスク（不正リスクを含む）に応じ、本部審査会及び業種又は業務の特殊性に対応する専門審査会により構成されています。

【不正リスクへの対応】

不正リスク対応基準が適用される監査業務を含む大会社等の監査業務で、不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、修正後の監査計画（リスク評価及びリスク対応手続）の妥当性及び入手した監査証拠の充分性並びに適切性に関する審査の受審が義務付けられています。

(4) 監査上の判断の相違を解決するための方針及び手続

監査上の判断の相違については、当法人の審査制度において、協議によって解決を図っています。

(5) 監査ファイルの最終的な整理及び監査調書の管理・保存の方針及び手続

監査調書は、監査意見を裏付けるために十分かつ適切に作成し、適時に査閲を行っています。電子化された監査調書は、当法人の監査マニュアル等に従った監査業務の実施の文書化を支援するツールにより作成しています。また、監査調書の管理・保存、最終的な整理に関する方針及び手続を定め、業務上必要な者のみにアクセス権を付与するとともに、監査調書管理責任者が保管及び廃棄を行っています。

6．品質管理のシステムの監視

(1) 監査事務所の品質管理に関する方針及び手続の監視のプロセス

品質管理を担当する事業部における監査品質管理委員会が品質管理のシステムへの遵守を日常的に監視する他、品質管理のシステムの監視としての品質管理レビューを監査品質監督会議所管のもとで実施しています。

【不正リスクへの対応】

不正リスクへの対応状況(監査契約の新規の締結及び更新、不正に関する教育・訓練、業務の実施、監査事務所間の引継)について、当法人の品質管理の方針及び手続に準拠して実施されていることを品質管理レビューの中で確かめることとしています。

(2) 識別した不備の評価、伝達及び是正の方針及び手続

品質管理システムの監視によって発見された不備は、監査品質監督会議でその影響を評価し、関係部署に伝達し、適切な是正措置を講じています。

(3) 不服と疑義の申立ての方針及び手続

監査業務に係る不服と疑義の申立てについては、品質管理本部が「監査業務に係る不服と疑義の申立てに関する規程」を定め、リスク管理本部と協同して対応をはかっています。また、リスク管理本部が内部通報及び外部通報の制度を定め、法人内外からの通報等に対処しています。

7．監査事務所間の引継の方針及び手続

当法人が後任監査人となる場合及び前任監査人となる場合のいずれとも、引継に関する方針及び手続に従い実施しています。

【不正リスクへの対応】

当法人が前任監査人となる場合、後任監査人に対して、不正リスクへの対応状況も含め、監査上の重要な事項を伝達するとともに、後任監査人から要請のあった関連する監査調書の閲覧に応じるように定めています。

当法人が後任監査人となる場合、前任監査人に対して、監査人の交代事由及び不正リスクへの対応状況等について質問するように定めております。

また、不正リスク対応基準が適用される監査業務を含む大会社等の監査業務については、監査チームが実施した監査事務所間の引継ぎの状況について、品質管理本部に書面報告することを定めています。

8 . 共同監査の方針及び手続

準拠すべき監査の基準、監査手続に当法人が関与する範囲及び共同監査人が実施する手続に関して、共同監査の業務の質を合理的に確保するための方針及び手続を定めています。

9 . 組織再編を行った場合の対応その他の監査事務所が重要と考える品質管理の方針及び手続

該当事項はありません。

以 上

この品質管理システム概要書は、監査事務所が自己責任の下に作成し、品質管理委員会へ提出したものをそのまま掲載しており、品質管理委員会がこの品質管理システム概要書の記載内容の正確性や妥当性を保証するものではない。